

津山市監査委員告示第1号
令和4年4月25日

地方自治法第199条第14項の規定により令和3年度定期監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢二
津山市監査委員 岡 安 謙 典

1	令和3年度当初にレターパック4枚を前年度から繰り越していたが、令和2年度の郵便切手受払簿にはレターパックの記載がなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	令和2年度分の収支表の作成が漏れていたもの。総務課において、当室が令和2年度にレターパックの交付を受けていないことを確認したので、令和元年度から繰り越した枚数をそのまま令和3年度に繰り越す内容の収支表を作成して追加した。	

2	鍵付きの保管場所に収納しきれなかったレターパックを、鍵のないロッカーに保管していた。平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき施錠管理が可能な金庫等に保管し管理されたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	鍵のかかる机に保管するよう、是正した。	

3	津山私学教育振興事業補助金について、補助金額の確定及び補助事業者への通知がなされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	補助金の確定通知などの一連の処理ができていなかったため、令和3年度から、津山市補助金交付規則第9条の2に沿った手続となるよう是正した。	

1	郵便切手受払簿の記入漏れにより記載残高と実際の郵便切手等の保有枚数が一致していなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘のあった錯誤については、確認し簿冊修正を行った。 今後について、切手を使用する職員は、郵便切手受払簿に記入の際は使用切手種別の残数と簿冊記載残数が合致しているか確認するとともに、分任出納員は定期的に保有している切手等全てについて簿冊との照合を行うこととした。	

2	公の予算で購入した郵便切手と一緒に私物の郵便切手及びはがきが保管されていた。津山市会計規則第5条の規定に基づき公金を私金と混同しないよう保管されたい。	
個別事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘のあった件について、私物郵便切手、はがきは混同しないよう別に保管するようにした。	

3	契約書に収入印紙の貼付がないものがあった。契約書を作成するには印紙税法の課税文書にあたるかを確認し、適正な事務処理をされたい。	
個別事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	課税文書であるかの確認を行い、該当契約書には契約相手方へ印紙貼付依頼を行った。また、税務署に確認の結果課税文書非該当の契約書については、その理由を別途決裁に明記した。 今後についても、契約締結の際は印紙税法を確認し適正に業務遂行を行う。	

総務課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

1	<p>廃棄済みの丁合機が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第2項に基づき適正に管理をされたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>当該備品について備品台帳から廃棄する事務手続を行った。今後は、津山市物品会計規則に基づき適切に処理する。</p>	

総務課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

2	<p>収納金現金出納簿の収入日及び現金領収書の領収日に記載誤りがあった。現金の取扱いの際は領収書と収納金現金出納簿等を複数人で確認し、適正な事務処理となるよう徹底されたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>記載漏れや記載誤り等のミスを防ぐため、複数人での確認を徹底し、適切な事務処理を行う。</p>	

総務課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

3	<p>津山市検察審査協会補助金の実績報告書は、令和3年4月22日に提出されていた。津山市補助金等交付規則第9条の規定に基づき適正に事務処理するよう当協会に指導されたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>津山検察審査協会の事務担当者と調整はしていたが、事務担当者の交代など不測の事態が生じたため、最終的に実績報告書の提出が遅れてしまった。 令和3年度以降は、書類の提出時期等を事前に確認し、年度末までに事務処理が完了するよう徹底する。</p>	

<p>1 共通事項</p>	<p>津山市職員互助会の通帳及び銀行印の管理を会計担当者が行っていた。平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき、担当者一人で公金等の支払いが容易にできる状態をなくすため、通帳と印鑑を別々の者で管理するよう改められたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>通帳と印鑑の取扱いを複数人による管理体制に改め、別々の者で管理を行うこととした。また、支払書類と通帳からの払戻し額の照合についても複数人による確認を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	

<p>1 個別事項</p>	<p>公の施設の指定管理者制度導入から15年が経過し、制度が定着してきたところである。しかしながら、「仕様書及び協定書に示されている項目の履行が徹底されていない」、「条例などの規定の実務運用が正しくされていない」、「備品の帰属が明確でなく管理ができていない」等の事例もみられる。制度所管課としてより適正かつ有効に指定管理者制度が運用されるよう、必要なルールの整備や関係職員の研修に取り組まれない。</p>	
<p>区分</p>		<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p>
	<p>○</p>	<p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p>
		<p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>本市の指定管理者制度運用ガイドラインに沿った適正な運用がなされるよう、担当者連絡会議を開催し、制度周知に向けた研修を実施する。</p>	

財産活用課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>1 共通事項</p>	<p>公衆電話料金及び拾得物に係る収入の収納金現金出納簿は、収入金額のみ記載されており、払込金額、差引残額の記入がなかった。また、旧様式を使用しているため取り扱った分任出納員の押印のみで確認印はなかった。受領した現金は複数の職員により確認し、津山市会計規則第23条の規定に基づき適正に処理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市会計規則に規定された収納金現金出納簿を使用することと併せて、記載漏れや記載誤り等のミスを防ぐため、複数人での確認を徹底することとした。</p>	

財産活用課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>2 個別事項</p>	<p>ファシリティマネジメント委員の報酬の精算に8日、旅費の前渡資金の精算に13日を要していた。津山市会計規則第59条第1項の規定に基づき報酬は支払完了後5日以内に、旅費は帰庁後10日以内に精算されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市会計規則に規定された期日中に精算を行うように事務処理を改善した。</p>	

財産活用課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>3 個別事項</p>	<p>車両台帳は津山市物品会計規則第26条の様式第10号により作成されていたが、実務ではファイルサーバー内のデータで管理されていた。また、同規則第24条の規定に基づき同台帳は車両を所管する各課においても備え、常に現品と照合し、保管の状況を明らかにしなければならないが、「台帳を作成していない」、「台帳の記載内容を更新していない」等の事例が全庁的に確認されている。このことから車両台帳は実務上、形骸化している状態である。車両の適切な管理及び運用を図るためにこれらの課題を整理し、効率的な事務処理について検討されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>課長会議において、車両台帳の整備を依頼した。 なお、車両台帳の管理について現状と乖離している部分は規則の改正を検討する。</p>	

財産活用課

監査結果報告日：令和4年3月28日

<p>4 個別事項</p>	<p>平成30年7月の機構改革に伴い財政課から財産活用課に移管された本庁舎用備品(机、椅子、ロッカー等)の登録が、財政課の所属のままとなっていた。 また、複数の部署にわたり、「廃棄済みの備品が備品台帳に登録されたままになっている」、「備品にラベルなど標識票の表示がない」、「数年にわたって使用がなく使用する見込みもないまま保管されている」、「毎年3月末現在の備品の現在高を確認していない」等の不適切な事例が後を絶たない。備品の管理を所管する課として、問題点を洗い出し、適正な事務処理に向けて課題解決に取り組まれない。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p>
		<p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p>
		<p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>機構改革に伴い財政課から財産活用課に移管された備品については所属修正処理済み。 課長会議において、各部署で所有する備品と備品台帳との照合、及び異動時の適正な事務処理について依頼した。また、近日中に掲示板でも周知する予定である。</p>	

財産活用課

監査結果報告日：令和4年3月28日

<p>5 個別事項</p>	<p>公有財産台帳の管理について、「所管する財産があるにもかかわらず台帳が整備されていない」、「財産の異動があった場合に各課で保管している財産台帳の副本の修正がされていない」等の事例が後を絶たない。問題点を洗い出し、適正な事務処理に向けて課題解決に取り組まれない。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p>
		<p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p>
		<p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>課長会議において、各部署で所有する財産と、財産台帳との照合、及び異動時の適正な事務処理について依頼した。また、近日中にイントラ掲示板でも周知する予定である。</p>	

財産活用課

監査結果報告日：令和4年3月28日

<p>6 個別事項</p>	<p>大崎財産区の林道補修・清掃等業務の地元町内会への委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を随意契約理由としていたが、随意契約理由書が確認できなかった。また、前年と同額であることを理由に見積書を徴取していなかった。委託契約に伴うトラブルを防ぐためにも必要な書類を整備し、財務に関する事務処理について整理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p>
		<p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p>
		<p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>令和3年度より、見積書の徴取及び随意契約理由書の作成を行っている。</p>	

<p>1 共通事項</p>	<p>消防団事務局の登録備品のうちビデオカメラ一式(物品番号3225)、ファックス機キヤノンB610(物品番号3243)の現物が確認できなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>ビデオカメラ一式(物品番号3225)、ファックス機キヤノンB610(物品番号3243)について、廃棄時に備品台帳からの抹消作業が行われていなかったが、すでに抹消入力済みである。 今後は、津山物品会計規則に基づき、適切に処理する。</p>	

<p>2 共通事項</p>	<p>消防団事務局の郵便切手受払簿の記入漏れ、使用予定であった郵便切手を金庫の別箇所に保管したことなどにより記載残高と実際に保有している郵便切手・はがきの枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合して適正に事務処理をされたい。また、郵便切手受払簿の受入日、払出日、摘要欄が空白になっているものが複数件みられた。適正な事務処理に改められたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>常に受払簿の残高と現品との照合を行い、受払簿への記入漏れなどなくするよう管理を徹底する。</p>	

<p>3 共通事項</p>	<p>市が会計事務を行っている「津山市消防団操法訓練等交付金」、「津山市防火委員会運営交付金」の収入・支出伝票が作成されていなかった。平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき適正に事務処理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>収入・支出伝票を作成し、総務部長通達に基づき適正に処理するよう改めた。</p>	

<p>4 共通事項</p>	<p>消防団事務局が所管している車両113台のうち令和2年度購入分は車両台帳が作成されていたが、それ以外の車両は台帳が作成されていなかった。津山市物品会計規則第26条第2項の規定に基づき車両の記録管理、取得、維持管理、利用の状況等を記録し管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市物品会計規則に基づき車両台帳を作成し、管理するよう改めた。</p>	

<p>5 個別事項</p>	<p>災害時緊急放送等業務委託の履行確認について、契約書に定められた実績報告書の確認ができなかった。委託業務全体の完了後、委託先には報告書を作成し提出するよう指導するなど適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>委託実施主体に対して、報告書を提出するよう指導を行った。</p>	

<p>1 共通事項</p>	<p>登録備品のうちデジタルスチルカメラMVC-FD7 ACCKIT-FDC(物品番号2837)、プロジェクターEPSON EB-S10(物品番号11747)の現物が確認できなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>当該備品については、指摘以後に津山市物品会計規則第17条の規定に基づき物品不要決定伺書を提出し、事務処理を行った。 今後は、津山市物品会計規則に基づき適正に処理する。</p>	

<p>1 共通事項</p>	<p>登録備品のうち音声付きポスターパネル(A2)CYPOP-A2マルチメディアカード(32MB)(物品番号5669)、ワープロ(シャープ)WD-A730(物品番号5752)の現物が確認できなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>ご指摘の物品2点について、過去に2点とも廃棄していたので、所定の手続きを行い、備品台帳から削除した。 今後は、津山市物品会計規則に基づき適切に処理する。</p>	

<p>2 共通事項</p>	<p>譲渡された西八出児童遊園地の公有財産台帳の整理ができていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>公有財産台帳の整理を失念していたので、所定の手続きを行い、公有財産台帳の整理を行った。 今後は、津山市公有財産取扱規則に基づき適切に処理する。</p>	

1 共通事項	備品登録したデジタルカメラ及びビデオカメラにラベルなどの標識票の表示がなかった。 津山市物品会計規則第29条に基づき標識票を表示して保管されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	備品ラベルの未表示については、事前検査時に指摘があったため、確認のうえ速やかに貼付した。	

1 個別事項	生活保護費の窓口支給分は毎月資金前渡により執行しているが、精算までに2箇月以上を要しているものが7件あった。また、令和3年12月6日の事前調査時に確認したところ、生活福祉課長名義の通帳残高は6,964,704円と多額であった。窓口払い予定者の一部の受領が遅いことを理由に精算処理が遅れていた。受給者に速やかな受領を促すとともに定期的に精算を行い、高額な現金を保有しないように事務処理を見直されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	受給者に速やかな受領を促すとともに、1か月程度を目途に定期的に精算を行うこととする。	

2 個別事項	津山警察署へJRの回数券を預け行旅人への対応を依頼しているが、回数券の受渡し時の証となるものがなかった。トラブル防止のために受領者の預り印を書面に残すなど事務手続きを見直されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	JRの回数券を津山警察署に預ける際、受領書を徴することとした。	

3 個別事項	津山市会館の使用に際して、使用申請人に会館使用許可書を交付していなかった。津山市会館条例施行規則第5条に基づき会館使用許可書を交付するよう改められたい。また、「会館使用料の納付書の住所、使用日及び納入期限の未記入」、「使用後の入金」などの事例があった。納付書には住所、使用日及び納入期限等を明確に記入するとともに、津山市会館条例施行規則第8条に基づき使用料が使用前に納入されるよう徹底されたい。	
区分		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	会館使用許可書を交付するよう改める。また、納付書には必要事項を記入し、使用料が使用前に納入されるよう徹底する。	

障害福祉課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>1 共通事項</p>	<p>所管している車両5台のうち4台について、車両台帳の「有効期間の満了する日」欄が過日の日付のままで、裏面の保険欄の記載はなかった。津山市物品会計規則第26条第2項の規定に基づき車両の記録管理、取得、維持管理、利用の状況等を記録し管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>車検や加入保険内容の確認を行い、車両台帳の修正を行った。今後は、津山市物品会計規則に基づき適正に事務処理を行うよう徹底した。</p>	

障害福祉課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>2 共通事項</p>	<p>登録備品のうちノート型パソコン(物品番号5)(物品番号6)の現物が確認できなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正に事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>ノート型パソコンについては、廃棄時に備品台帳からの抹消作業が行われていなかったが、すでに抹消処理を行った。今後は、津山市物品会計規則に基づき適正に事務処理を行うよう徹底した。</p>	

障害福祉課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>3 個別事項</p>	<p>成年後見事業の令和3年度の郵便切手受払簿は作成されておらず、郵便切手の使用状況はメモで残されていた。また、裁判所から2度郵便切手が返還されていたが、送られてきた封筒に入れたままで保管されていた。また、郵便切手受払簿の様式が規則で定められたものと異なるため、摘要欄の記載がなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>郵便切手受払簿を作成し、受払簿への記載及び現品との照合を行うよう事務処理を改めた。</p>	

<p>4 個別事項</p>	<p>津山市公印規則別表第1の様式19の2「津山市長之印」の公印取扱主任は生活福祉課主幹とされていたが、通常は障害福祉課で保管され、また同印の公印使用簿が整備されていなかった。適切な管理体制に改めるとともに、同規則第7条第2項に基づき公印使用簿を備え、適正に管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>当該公印の管理は障害福祉課であるが、令和3年度の公印取扱主任について誤って生活福祉課で登録していたため、すでに障害福祉課主幹に修正を行った。また、公印使用簿を備え付け使用の際に記録するよう管理を徹底する。</p>	

1	コピー代の収納事務において、令和3年度以降の収納金現金出納簿が作成されていない。津山市会計規則第23条の規定に基づき適正に事務処理をされたい。	
共通事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市会計規則第23条の規定に基づき、収納金現金出納簿により整理するようにした。	

2	公印規則から削除された公印3個(物品番号7526 7527 7528)が備品台帳では登録されたままとなっていた。物品会計規則第17条第2項の規定に基づき適正に事務処理をされたい。	
共通事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	登録されたままになっていた公印3個については、備品台帳から削除した。	

3	手提げ金庫の中に公金以外の現金が複数保管されていた。津山市会計規則第5条の規定に基づき公金と私金を混同しないよう、現金の管理方法を改められたい。	
個別事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市会計規則第5条の規定に基づき、保管する公金と私金とを混同しないよう現金の管理方法を改めた。	

<p>4 個別事項</p>	<p>緊急通報装置の財務会計システム上の登録は、高齢介護課所属475台、阿波出張所所属20台で合計495台となっている。一方、担当者のエクセル管理では庁外設置477台、庁内保管10台で合計487台であった。管理している数に相違があるため調査確認の上、適正に事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>財務会計システムと担当者の台帳で、緊急通報装置の台数に相違があるため、現在調査、確認中である。</p>	

子育て推進課

監査結果報告日：令和4年3月28日

<p>1</p> <p>共通事項</p>	<p>子育て推進課が実際に管理している車両3台(物品番号10918、12989、50008)は、備品台帳の備品の所属がこども保育課になっており、設置場所はこども課になっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>子育て推進課が管理している車両3台については、津山市物品会計規則に基づき、こども保育課から子育て推進課に所属を変更するとともに、設置場所を津山すこやか・こどもセンターに変更するよう、財産活用課へ依頼した。</p>	

子育て推進課

監査結果報告日：令和4年3月28日

<p>2</p> <p>共通事項</p>	<p>子育て推進課の備品ノートパソコン用ターミナルアダプタ(物品番号5105)は、備品の所属がこども保育課、設置場所がこども課になっており、現在は使用されていない。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。また、物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは津山市物品会計規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>ノートパソコン用ターミナルアダプタ(物品番号5105)は、津山市物品会計規則に基づき、こども保育課から子育て推進課に所属を変更後、廃棄の手続きを行った。</p>	

子育て推進課

監査結果報告日：令和4年3月28日

<p>3</p> <p>共通事項</p>	<p>子育て推進課及び南児童館の車両について車両台帳による管理ができていなかった。津山市物品会計規則第26条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>子育て推進課及び南児童館の車両について、津山市物品会計規則に基づき、車両台帳を整備した。</p>	

子育て推進課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>4</p> <p>共通事項</p>	<p>中央児童館が令和2年度に購入、設置しているエアコン(物品番号54671)は、備品台帳の設置場所が中央公民館になっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>中央児童館に設定しているエアコン(物品番号54671)の設置場所について、津山市物品会計規則に基づき、中央公民館から中央児童館に変更した。</p>	

子育て推進課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>5</p> <p>共通事項</p>	<p>令和元年度の機構改革に伴う備品台帳の整理ができていなかったため、年度末における備品の現在高の確認も未実施となっていた。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき適正に実施されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市物品会計規則に基づき、令和元年度の機構改革後に伴う備品台帳の整理を行った。 また、年度末における備品の現在高の確認については、令和3年度末以降は、適正に実施する。</p>	

子育て推進課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>6</p> <p>共通事項</p>	<p>令和元年度の機構改革に伴う公有財産台帳の整理ができていなかったため、所管課名が「こども課」となっているものが複数あった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市公有財産取扱規則に基づき、令和元年度の機構改革に伴う公有財産の整理を行った。所管課名が「こども課」となっていたものを「子育て推進課」に変更した。</p>	

こども保育課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

1	<p>こども保育課が備品登録しているが、実際には他課やこども園等が管理している備品、設置場所の名称がこども課や閉園した施設になっている備品が多くあった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。また、津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき年度末には備品と備品台帳と対照点検し現在高を確認されたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>令和元年度に機構改革があった際、財産活用課による備品管理システムが稼働していない状態であったため、備品の移管等の作業ができていなかった。そのため、確認作業の調整がないまま、平成30年度末までの備品が、こども保育課として全て登録され、このたびの調査で判明し、直ちに財産活用課と協議をし、移管先への異動及び不用の手続きを行った。 今後は、津山市物品会計規則に則り、年度末現在における備品の確認及び台帳整理を実施する。</p>	

こども保育課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

2	<p>みどりの丘保育所において廃棄済のラジカセ(物品番号48618)が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。また、津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき年度末には備品台帳と対照点検し現在高を確認されたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>物品番号48618CD/MDラジカセビクターRC-Z25MDについては、速やかに不用手続きを行った。今後は、津山市物品会計規則に則り、年度末現在における備品の確認及び台帳整理を実施する。</p>	

こども保育課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

3	<p>こども保育課及びみどりの丘保育所が所管している車両について、車両台帳による管理ができていなかった。津山市物品会計規則第26条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>みどりの丘保育所が所管している車両の車両台帳については、これまで車両係が管理を行っていたが、今後は、みどりの丘保育所で適正に管理を行う。 通園バスは、運行委託事業者が車両の整備や点検等を行うものであるが、担当課に車両台帳を設置することとした。</p>	

こども保育課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>4 共通事項</p>	<p>新規取得した公有財産及び所管する施設の一部について公有財産台帳の副本を備えていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>新規で増加した財産台帳は、財産活用課からデータを受け取り、副本等必要な書類を備え、簿冊管理を行った。今後は、公有財産の異動がある場合は、津山市公有財産取扱規則に基づき、台帳整理を適正に実施する。</p>	

こども保育課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>5 共通事項</p>	<p>津山市保育協議会運営費補助金について、補助金額の確定及び補助事業者への通知がなされていなかった。津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき実績報告書等を確認し補助金額を確定するよう適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市補助金等交付規則第9条の2の規定に基づき、補助金額の確定及び補助事業者へ通知した。今後は、速やかに実績報告書等を確認し、補助金額を確定するよう適正に事務処理を実施する。</p>	

こども保育課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>6 個別事項</p>	<p>閉園した施設の園印や園長印が備品台帳に登録されたままになっていた。また、公印廃止手続きは済んでいたが、現物はこども保育課が保管していた。津山市物品会計規則第17条第1項、津山市公印規則第4条第3項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津山市公印規則の廃止の手続きはできていたが、現物は、こども保育課にて施錠管理していた。速やかに備品の不用手続きを行い、公印規則第4条に基づき、公印の整理を行った。</p>	

<p>7 個別事項</p>	<p>こども保育課においては令和元年度に保育料通知書の誤記載が発生したが、当該事例に係るリスク個票が作成されていなかった。「事務処理におけるリスクマネジメント」に基づいて作成し、再発防止に向けてリスク管理を徹底されたい。また、現金の取扱いについても、紛失、盗難のリスクが想定されることから、リスク個票を作成されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>保育料通知書の送付事務に係るリスク個票を作成し、再発防止に向けてリスク管理を徹底している。また、保育料収受に伴う現金取扱いについても、紛失、盗難等についてリスク個票を作成し、管理を徹底している。</p>	

健康増進課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

1	<p>廃棄済のノートパソコン(物品番号11283)が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>紙台帳では所定の手続きを行い、処理をしていたようになっていたが、システムには反映されておらず、指摘後、不要決定手続を行った。 今後は、確認を徹底する。</p>	

健康増進課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

2	<p>登録備品のうちワープロ(物品番号4842)は使用されず倉庫に保管されていた。物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは津山市物品会計規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>指摘後、不要決定手続を行い、廃棄した。 備品台帳と現物確認を再実施し、使用不能なものは備品の不用決定手続を行った。 今後は、津山市物品会計規則に基づき、適切に処理する。</p>	

健康増進課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

3	<p>療育センターの登録備品のうちデジタルビデオカメラ(物品番号11837)にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条の規定に基づき標識票を表示し保管されたい。</p>	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	<p>指摘後にラベルの貼り付けを行った。 備品台帳と現物確認を再実施し、ラベルなどの標識票の表示がなかったものには、ラベルの貼り付けを行った。 今後は、津山市物品会計規則に基づき、適切に処理する。</p>	

4	所管している車両について車両台帳による管理ができていなかった。津山市物品会計規則第26条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘後、車両台帳を作成し、管理をするよう徹底した。	

5	がん検診等推進事業用に購入したレターパックは一部を委託先に現物支給していたが、支給した残りのレターパックについて郵便切手受払簿を作成していなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘後、レターパックの郵便切手受払簿を作成し、管理するよう徹底した。	

6	市が会計事務を行っている津山市救急医療対策運営協議会、津山市歯科救急診療等対策協議会では、収入伝票を作成していなかった。また支出伝票は作成していたが支出の際に決裁を経ていなかった。平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき適正に事務処理されたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	収入、支出伝票を作成し、所定の決裁を経た上で、収入、支出行為を行うよう徹底した。	

7 共通事項	岡山県難病友の会の実績報告書が令和3年5月12日に提出されていた。津山市補助金等交付規則第9条の規定に基づき適正に事務処理するよう団体に指導されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	年度末に実績報告書を提出してもらうよう周知徹底し、補助金の確定を行うよう徹底した。 令和3年度については、令和4年3月28日付で実績報告が行われた。	

管理課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

1	公印規則から削除された公印2個(物品番号3907 3908)が備品台帳では登録されたままとなっていた。物品会計規則第17条第2項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	廃棄時に備品台帳から削除できていなかったため、備品台帳から削除した。今後は津山市物品会計規則に基づき適切に処理する。	

管理課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

2	登録備品のうちデジタルカメラ(物品番号3914)の現物が確認できなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	デジタルカメラを廃棄した際、備品台帳の処理が行われていなかったため、備品台帳から削除した。今後は津山市物品会計規則に基づき適切に処理する。	

管理課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

3	郵便切手受払簿の戻し誤りにより郵便切手受払簿の残高と実際に保有している郵便切手の枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し適正に事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	係内で発生原因の共有を行った。 また、再発防止策として、毎月月末に係長級以上の職員が残切手枚数と受払簿を照らし合わせ、その内容を確認することとした。	

<p>4 個別事項</p>	<p>市営住宅敷金(歳計外現金の預り金)に係る請求権者が不明なものがある。前回の定期監査でも指摘している事項であるが、原因を調査し適切に管理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>返金・未納家賃への充当・修繕への充当等、履歴が追跡できるよう指定管理者と協議を行い体制を整えている。 また、現在、電算データ、紙台帳等との整合性について精査を行っており、その結果をもとに令和5年度末を目標に最終的な整理について進めていく予定である。</p>	

土木課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

1	工事中用原材料の受け払いが記入漏れにより帳簿と現品が一致していなかった。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理をされたい。	
個別事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	工事原材料の帳簿について、数量の再確認を行い、数量の修正を行った。	

土木課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

2	集中豪雨による道路法面の崩壊に際し、その緊急対策として崩落土の撤去・搬出、樹木伐採等を施設管理委託により随意契約で実施していたが、おおむね同一工期で同一業者に発注されたものが複数件あった。津山市随意契約ガイドラインなどを参考として課題点を十分に整理し、適正な事務処理に努められたい。	
個別事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	集中豪雨等による、緊急対応案件については、今後課題整理等を行うとともに、適正な事務処理に努めていきたい。	

土木課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

3	道路維持費の需用費修繕料について、9月補正予算による予算配当前の日付で財務会計システムに支出負担行為が大量に入力され、歳出予算整理簿では予算配当残額がマイナスの状況となっていた。歳出予算は、予算額が不足する場合には支出負担行為はできないため、形式的に事前着工の状態になっている。財務事務に関係する法令等を再度確認し適正に事務処理されたい。	
個別事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	道路維持費の執行については、予算配当の日時等の確認を行い、事前着工にならない様、適正に実施する。 今後は、財務事務に関する法令等を再度確認し、適正に事務処理を実施する。	

1	備品登録されている鶴山公園航空写真ポジフィルムは現物が確認できなかったが備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品の現在高を確認し、当該備品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適切な事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	鶴山公園航空写真ポジフィルムを廃棄した際、備品台帳の処理ができていなかったため、備品台帳から削除した。今後は現物と備品台帳を定期的に確認するなど、適切な事務処理に努める。	

2	郵便切手受払簿の記入漏れにより記載残高と実際の郵便切手等の保有枚数が一致していなかった。また、郵便切手受払簿に記入せず使用した事例がみられた。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合し、保管の状況を明らかにされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘のあった件は確認し、郵便切手受払簿を訂正した。今後は、切手の購入・使用時には記入漏れなどなくすよう管理を徹底する。	

3	令和3年3月31日に購入された切手が使用されないまま令和3年度に繰り越されていた。郵便切手等の購入に当たっては必要数量を適切に把握し、翌年度に大量に繰り越すことのないように改められたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	年度替わりの時期の郵便切手等の購入については、適切な事務処理に努める。	

4 共通事項	新型コロナウイルス感染症対策施設継続・再開事業助成金で、交付申請書の收受登録がないもの、実績報告書の提出がないもの及び提出日が不適切なものがあつた。また、補助対象者に対する確定通知書の送付がないものがあつた。津山市補助金等交付規則第9条、第9条の2及び平成31年4月12日付け津山市補助金等交付規則の一部改正に伴う補助金交付事務の取り扱いについて(通知)並びに令和2年3月5日付け津山市補助金等交付規則に伴う実績報告書の徴取についてに基づき、適切に事務処理されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘のあつた件は、補助対象者へ確認し、それぞれ必要な事務処理を行った。今後は、適切な事務処理に努める。	

5 個別事項	行政財産目的外使用の許可に際して、財産活用課に合議していない事例がみられた。このことは、前回の定期監査でも指摘している事項であるが改められていなかった。津山市公有財産取扱規則第8条に基づきあらかじめ財産活用課長に協議し、適正に事務処理をされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	使用料免除のものについて財産活用課への合議が不要と考えていた点を改め、今後は、適切な事務処理に努める。また、指摘のあつたものは、改めて財産活用課へ合議を行った。	

下水道課

監査結果報告日：令和4年3月28日

1	令和3年3月25日に84円切手を350枚購入し、382枚を翌年度へ繰り越していた。切手等の購入に当たっては必要数量を適切に把握し、翌年度に大量の切手を繰り越すことのないように改められたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	年度末の切手の購入にあたっては、当該年度内に使用する予定枚数を把握のうえ、真に必要な枚数を購入するよう改める。	

下水道課

監査結果報告日：令和4年3月28日

2	電子計算機処理業務委託について、支出負担行為額706,530円に対して執行額は521,180円であり185,350円が未執行となっていた。委託内容が変更された場合は、必ず変更支出負担行為を行い、適切な予算執行をされたい。	
個別事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	今後は、適正な事務を行うよう努める。	

下水道課

監査結果報告日：令和4年3月28日

3	No.1-1-7本町下排水路清掃委託の契約書は、受託者の契約印押印後、収入印紙も貼付された状態であったが、委託者である市長印は押印されないまま2通とも市で保管されていた。適正な事務処理を行った上で、双方で1部ずつ保管されたい。また、支払時には契約書などの関係書類等を十分に審査した上で事務執行するよう徹底されたい。	
個別事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	契約書については、決裁後速やかに市長印を押印し、1部を契約相手方に返却するよう職員に徹底した。また、支払時には契約書に押印漏れがないかなど、関係書類等の十分な審査を徹底する。	

<p>4 個別事項</p>	<p>津山市下水道事業会計規則第21条第1項において、企業出納員及び現金取扱員が納入通知書により徴収する場合の領収印の様式は市長が別に定めると規定されている。しかし、平成30年に公営企業に移行した際、様式を定める手続を行わないで領収印を作成し、現在使用しているため、同規則に基づき適切に事務処理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>令和4年2月7日付けで別途決裁を起案し定めた。</p>	

<p>1 共通事項</p>	<p>市が会計事務を行っている津山市連合町内会運営補助金の収入伝票が作成されていなかった。平成26年3月28日付け総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき適正に事務処理されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>伝票の作成をするよう改め、適正な事務処理に努める。</p>	

<p>2 共通事項</p>	<p>市が会計事務を行っている津山サンタフェ友好協会補助金の支出伝票は作成されていたが決裁がなかった。今後は所定の決裁を受けた上で支出行為を行われたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>決裁漏れがないよう再チェックを行う体制に改め、適正な事務処理に努める。</p>	

1	所管する施設の一部について公有財産台帳の副本を備えていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	副本を備えていなかった4施設は、パソコン内で管理していたが、紙ベースでの公有財産台帳の副本を整備した。	

2	目:地域振興費 節:需用費 細節:需用費 細々節:修繕料の執行において、一者随意契約としているものが多数みられた。津山市契約規則第29条の規定に基づきなるべく2者以上から見積書を徴するとともに、平成23年1月5日付け「地域振興費の用途についての取り扱い要領」及び津山市随意契約ガイドラインに基づき適正な事務処理に努められたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	緊急に修繕を要するもの等一者随意契約としたものもあるが、今後は津山市契約規則第29条の規定に基づき、適正に事務処理を行うよう徹底した。 また、「地域振興費の用途についての取り扱い要領」「津山市随意契約ガイドライン」に基づく適正な事務処理を徹底した。	

3	コピー代等を収納した際に領収書を交付していない事例があった。津山市会計規則第20条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。 また、収納金の整理をノートで記録管理していたため、同規則第23条に規定された収納金現金出納簿の様式の項目を満たしておらず、日々の残高が確認できていなかった。今後は、同規則で定められた様式に従って整理されたい。	
個別事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	収納金出納簿で整理し、全てのコピー代の領収について現金領収書又は加茂支所にあるレジスターにより交付するよう改善した。	

4 個別事項	令和3年4月7日に払込みのあった定住促進団地貸地料(滞納繰越分)を令和2年度に歳入していた。滞納繰越分は津山市会計規則第38条第2項に基づき4月1日以降速やかに調定し、新年度に歳入されたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	納入伝票を作成する時に、担当職員他一名以上の者と会計年度等をチェックする体制に改めた。	

1	登録備品のうちパソコン(物品番号25207)にラベルなどの標識票の表示がなかった。津山市物品会計規則第29条の規定に基づき標識票を表示し、保管されたい。	
共通事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	監査での指摘後、財産活用課に連絡しラベル再発行のち貼り保管している。	

2	廃棄済みのデジタルカメラ(物品番号25420)が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。	
共通事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	監査での指摘後、備品台帳から廃棄処理をした。	

3	所管する施設の一部について公有財産台帳の副本を備えていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
共通事項		
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	監査での指摘後、書類を簿冊に整理し管理している。	

<p>4 共通事項</p>	<p>目:地域振興費 節:需用費 細節:需用費 細々節:修繕料の執行において、一者随意契約としているものが多数みられた。津山市契約規則第29条の規定に基づきなるべく2者以上から見積書を徴するとともに、平成23年1月5日付け「地域振興費の用途についての取り扱い要領」及び津山市随意契約ガイドラインに基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>緊急に修繕を要するもの等について、一者随意契約としたものもあるが、今後は津山市契約規則第29条の規定に基づき、適正に事務処理を行うよう徹底した。 また、「地域振興費の用途についての取り扱い要領」「津山市随意契約ガイドライン」に基づく適正な事務処理を徹底した。</p>	

<p>5 個別事項</p>	<p>勝北総合スポーツ公園において領収した施設使用料を週1回まとめて指定金融機関に払い込んでいた。このことについては、前回の定期監査においても指摘しており、翌日の入金に努めるとの措置報告を受けていたが改められていなかった。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>勝北総合スポーツ公園施設使用料の指定金融機関への払い込みについては、定期監査の指摘のとおり、津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき適正な事務処理に努めている。</p>	

1	廃棄済みのビデオテープ式(物品番号23571~23588)が備品台帳に登録されたままになっていた。津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき適正に管理されたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	廃棄済みのビデオテープ式(物品番号23571~23588)は物品不用決定伺により備品台帳から削除した。	

2	久米総合文化運動公園の登録備品のうちビデオデッキ(物品番号24698)は使用されず倉庫に保管されていた。物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは津山市物品会計規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	久米総合文化運動公園の登録備品のうちビデオデッキ(物品番号24698)は、要望のあった図書館に移動し、所管換を行った。	

3	機構改革で所管替えのあった土地建物について、図面等の整備がなされていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	機構改革で所管替えのあった、体育館・テニスコート等、図面等を公有財産台帳に整備した。	

4 共通事項	目:地域振興費 節:需用費 細節:需用費 細々節:修繕料の執行において、一者随意契約としているものが多数みられた。津山市契約規則第29条の規定に基づきなるべく2者以上から見積書を徴するとともに、平成23年1月5日付け「地域振興費の用途についての取り扱い要領」及び津山市随意契約ガイドラインに基づき適正な事務処理に努められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	緊急修繕対応などやむを得ない場合を除き、なるべく2者以上から見積書を徴するよう努める。	

5 個別事項	年度末に窓口カウンター照明器具修繕を北側、東側、西側と分けてそれぞれ一者随意契約で修繕していた。予算の効率的な執行を確保するため一括で発注するなど、津山市随意契約ガイドラインなどを参考として課題点を十分に整理し、適正な事務処理に努められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	類似した修繕箇所などは一括で発注するなど、効率的かつ適正な事務処理に努める。	

1 共通事項	登録備品のうちファクシミリ(物品番号19144)及び公印(物品番号52709)は事前調査時には所在不明で現物の確認ができなかった。津山市物品会計規則第34条第1項の規定に基づき備品台帳との対照点検のうえ保管されたい。また、当該ファクシミリは現在使用されていなかった。物品が必要でなくなったとき又は使用できなくなったときは同規則第17条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	キャノンファクシミリ(備品番号19144)及び公印(物品番号52709)は、事前調査時には所在が確認できなかったが、再度確認し、所在を確認した。キャノンファクシミリについては、作動を確認したところ、故障しており使用できなかったため、台帳から削除した。備品の現在高については、各年度購入・廃棄等各起案書及び台帳と照らし合わせ確認をしている。	

2 共通事項	目:地域振興費 節:需用費 細節:需用費 細々節:修繕料の執行において、一者随意契約としているものが多数みられた。津山市契約規則第29条の規定に基づきなるべく2者以上から見積書を徴するとともに、平成23年1月5日付け「地域振興費の用途についての取り扱い要領」及び津山市随意契約ガイドラインに基づき適正な事務処理に努められたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	契約については、令和3年度より、津山市会計規則に基づき、2者以上から見積もりを徴しており、「地域振興費の用途についての取り扱い要領」及び津山市随意契約ガイドラインに基づき適正な事務処理を行っている。	

1 共通事項	図書館において機構改革に伴う所管替えにより公有財産台帳の手続きは行われていたが、副本を備えていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項の規定に基づき適正な事務処理をされたい。	
区分	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	指摘後、公有財産台帳の副本を備えるよう事務改善を行った。	

スポーツ課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

1	郵便切手受払簿の記入誤りにより郵便切手受払簿の残高と実際に保有している郵便切手の枚数が一致していなかった。郵便切手受払簿は、津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき常に現品と照合して適正に事務処理されたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市物品会計規則第24条第2項の規定に基づき、適正に事務処理を行うよう徹底した。	

スポーツ課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

2	所管している車両台帳では車検の「有効期間の満了する日」の記載がなかった。津山市物品会計規則第26条第2項の規定に基づき車両台帳により車両の記録管理、取得、維持管理、利用の状況等を記録し確認されたい。	
共通事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市物品会計規則第26条第2項の規定に基づき改めて車両台帳を整備し管理等行うよう徹底した。	

スポーツ課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

3	津山総合体育館に設置されている公金保管用金庫に公金以外の現金が複数保管されていた。津山市会計規則第5条の規定に基づき、公金と私金を混同しないように現金の管理方法を改められたい。	
個別事項	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置の内容	津山市会計規則第5条の規定に基づいた運用を行うよう徹底した。	

スポーツ課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>4</p> <p>個別事項</p>	<p>津山市スポーツ推進委員がスポーツ安全保険に加入するため資金前渡で支払っている役務費(保険料・手数料)の精算に26日要していた。津山市会計規則第59条第1項第2号の規定に基づき支払完了後5日以内に精算されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>昨年度は精算処理が遅れたが、今年度からは津山市会計規則第59条第1項第2号の規定に基づき適正に処理を行っている。</p>	

スポーツ課

監査結果報告日: 令和4年3月28日

<p>5</p> <p>個別事項</p>	<p>津山市スポーツ協会と「清涼飲料水等自動販売機に関する契約」を締結している業者が、中央公園グラウンドほか2施設に設置している自動販売機について、次の点について整理し適正に事務処理をされたい。</p> <p>① 市は津山市スポーツ協会に対して行政財産目的外使用許可を行っていたが、その行政財産使用料を自動販売機設置業者へ直接請求し納入させていた。</p> <p>② 電気使用料、売上納付金についても、市から同業者へ請求し納入させていた。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>市、津山市スポーツ協会および業者との三者契約とし、行政財産使用許可、行政財産使用料等の納付方法について明確に契約書に記載する措置を取った。</p>	

<p>1 個別事項</p>	<p>収納事務委託契約に自動更新条項が設けられているため、平成26年4月1日付けの契約が継続されていた。地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されている。後年度予算の裏付けのない契約において自動更新条項を設けることは不適当であるため、次回の契約更新時に相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>令和4年度の収納事務委託契約については、現契約の条項の中に「契約が満了する3箇月前までに、委託者、受託者いずれかの一方から契約の終了の意思表示がないときは、この契約は更新されるものとし、更に次の1年間継続するものとする。その後もまた同様とする。」と規定されており、令和4年度から契約を改める場合は、令和3年12月末までに意思表示する必要があった。このことから、令和4年度内に契約相手方と協議を行い、令和5年度から適正な契約を締結するよう事務処理を進めていく。</p>	

<p>2 個別事項</p>	<p>電子式水道メーター取替業務の契約において、委託料が1,000,000円を超えているため管理者決裁となる事案を局長で事務処理したものが2件あった。水道局事務決裁規程第8条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
<p>区分</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合) 2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合) 3. 未措置(何もしていない場合)</p>
<p>措置の内容</p>	<p>指摘のあったこの事項について、令和4年度以降は水道局事務決裁規程第8条の規定に基づき適正な事務処理に努めていく。</p>	

1 個別事項	<p>投開票立会人等報酬の資金前渡から精算までに20日を要していた。支払準備のための封入作業に手間を要し作業後は事務所内の大型金庫にて保管するとのことであったが、現金の取扱いに係るリスクの軽減と事務効率化のため口座振替による支払いを検討されたい。</p>	
区分	○	<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未措置(何もしていない場合)</p>
措置の内容	<p>2月に実施された津山市長選挙から一部、口座振込みに変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内6カ所に設置された期日前投票開場にて従事する投票管理者と立会人 (108人分 1,364,400円) ・投票日に定期連絡を入れるための携帯電話利用賃借料 (48人分 48,000円) ・投票日に開票会場まで投票箱等を送致するための自動車借上げ料(48人分 87,000円) 	